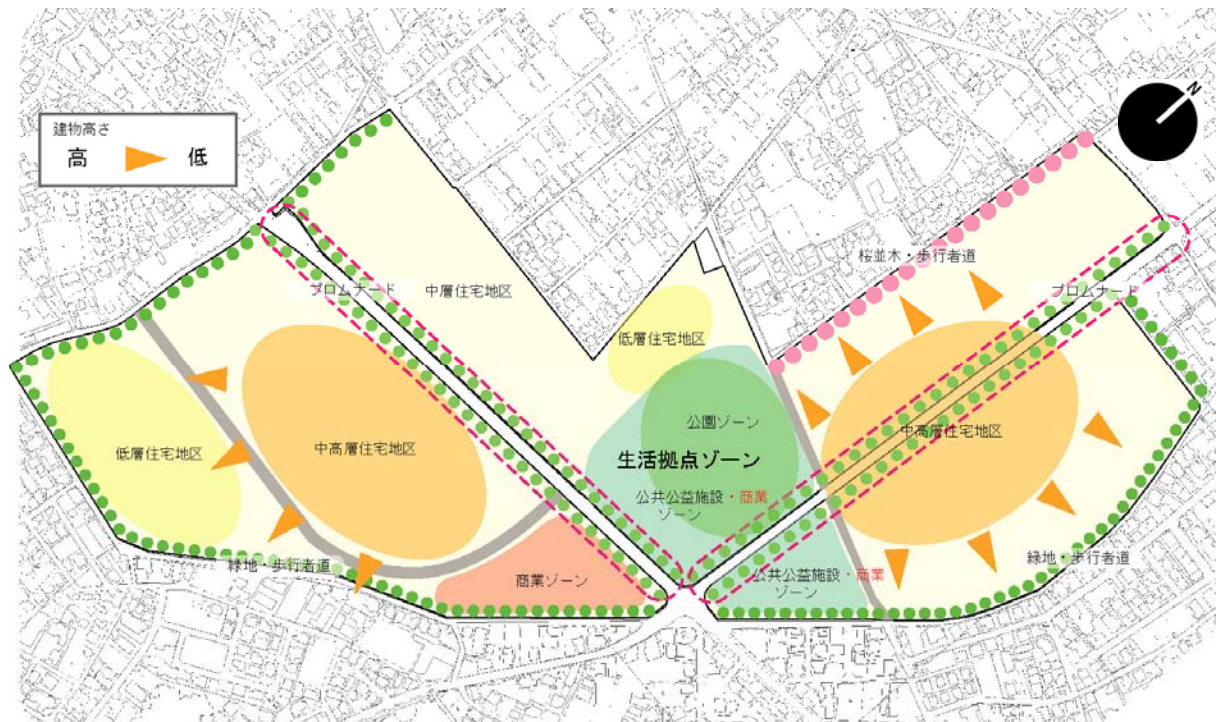


2 土地利用方針

(1) 土地利用ゾーニング

地区の土地利用ゾーニングについては、「浜見平地区まちづくり計画」において、幹線道路が交差する地区の中心部に「生活拠点ゾーン」を配置し、その周囲を中高層住宅地区、低層住宅地区で囲う案が定められており、本計画においても同案を前提とします。

＝「浜見平地区まちづくり計画」における土地利用イメージ図＝



注)「浜見平地区まちづくり計画（平成 20 年 1 月、(24 年 3 月改訂)」土地利用イメージ図を転載。

■土地利用ゾーニング図

(2) 地区計画に基づく土地利用方針・規制内容

浜見平地区においては、平成 20 年 3 月に「浜見平地区地区計画」(以下、地区計画と称す。)を都市計画決定しており、区域内を 2 地区 (A 地区、B 地区) に分け、B 地区については更に 3 つの住宅地に区分し、土地利用や地区施設の方針を定めるほか建築物の高さ・壁面後退等に関する規制を行っています。

地区計画の主な内容は、以下のとおりとなっています。

ア 地区区分

宅地は以下のとおり区分されています。

- A 地区 : 公共公益施設、商業施設
- B 地区 住宅地区① : 中高層住宅を主体とする住宅地
- 住宅地区② : 中層住宅を主体とする住宅地
- 住宅地区③ : 低層住宅を主体とする住宅地